



事業者の皆様！



事業系のごみは、正しく分別しましょう。

大阪市のごみの状況



大阪市では、ごみ処理量のうち事業系のごみが**約6割**を占めており、**他都市より多い**状況です。ごみを減らすためには、**正しく分別**することが大切です。

ごみを減らすには、事業者のみなさまのご協力が必要です！
これから、ごみの正しい処理方法を説明するよ。



▶ POINT① ◀



事業者の方は、事業活動で生じたごみを**自らの責任**で**適正に処理する義務**があります。

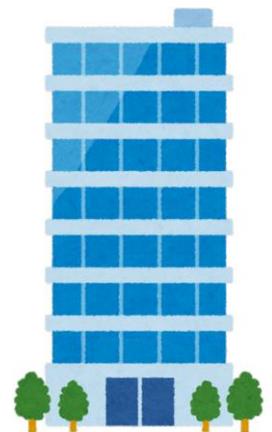
分別方法が違います！

家庭系ごみ



事業所から出すごみは、家庭系ごみではなく「**事業系ごみ**」となります。
廃棄物処理法に基づいて分別し、許可を受けた業者に収集運搬・処分を委託するなど、**事業者の責任**で、**適正に処理**しましょう。

事業系ごみ



裏面へ続く

POINT②



事業系ごみは「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に正しく分別して、適正に処理しましょう。

分別した事業系ごみは、事業者自ら処理施設へ搬入するか、許可を受けた業者に委託して処理しましょう。
なお、「資源化可能な紙類」は焼却工場に搬入禁止です！



事業系一般廃棄物

資源化可能な紙類

<例>
新聞、雑誌、
段ボール、紙パック、
シュレッダー紙 など

リサイクルに向かない紙類、厨芥ごみ

<例>
においのついた紙
(洗剤の紙箱など)、
水に溶けない紙
(紙コップなど)、
残飯 など

再生資源
事業者へ委託

許可業者に委託 (※1)
又は 自己搬入

リサイクル施設



焼却工場 (※2)



※1 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者

※2 資源化可能な紙類と産業廃棄物は、**焼却工場に搬入禁止**

産業廃棄物

プラスチック類

<例>
ペットボトル、
発泡スチロール、
プラ製菓子袋、
カップ麺容器 など

ガラス・陶磁器類

<例>
びん、
陶磁器
など

金属類

<例>
缶、
金属製品
など

許可業者に委託 (※3)
又は 自己搬入

産業廃棄物処理施設



リサイクル施設



※3 産業廃棄物処理業 (収集運搬業、処分業) の許可を受けた業者。委託契約は書面で行う必要あり。

お問い合わせ先 (日本語のみ対応可)

業者の紹介
(一般廃棄物)

(一社) 大阪市一般廃棄物適正処理協会

TEL: 06-6648-5311

業者の紹介
(産業廃棄物)

(公社) 大阪府産業資源循環協会

TEL: 06-6943-4016

OSAKA CITY
大阪市

環境局ホームページ

事業系ごみの
出し方・分け方



事業系ごみの
適正処理Q&A



事業系ごみ適正
処理ハンドブック



(編集・発行) 大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課
電話 06-6630-3271